

○名寄市立大学保健福祉学部学部長の選考及び任期等に関する規程

平成 19 年 8 月 1 日

改正 平成 27 年 2 月 4 日

平成 30 年 6 月 6 日

(目 的)

第 1 条 名寄市立大学学則（平成 18 年名寄市規則第 100 号）第 10 条の規定に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）に設置される保健福祉学部学部長（以下「学部長」という。）の選考及び任期等については、この規程の定めるところによるものとする。

(職 務)

第 2 条 学部長は、保健福祉学部に関する事項を掌理する。

(選 考)

第 3 条 学部長の選考は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、本学の教授の中から学長が行う。

(任 期)

第 4 条 学部長の任期は 2 年とし、学長の任期の範囲内とする。

2 事故等により学部長が欠員となった場合の後任の学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(定 年)

第 5 条 学部長の定年の時期については、名寄市立大学教員の定年に関する規程の定めるところによる。

(補 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、学部長の選考等に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(任期)

2 この規程の施行時に学部長である者の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 2 月 4 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。